

第 10 号議案

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「委託しようとするときは」を「委託（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条第 1 項に規定する労働者派遣契約によるものを含む。以下同じ。）しようとするときは」に改め、同条第 2 項中「受託したもの」を「受託（前項の労働者派遣契約によるものを含む。以下同じ。）したもの」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報取扱業務の委託の範囲を明確にする必要があるため、この条例案を提出いたします。